

<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

株式会社プレパレーション

② 施設・事業所情報

名称：横浜市二ツ橋保育園	種別：保育所	
代表者氏名：倉迫祐子	定員（利用人数）： 60 名	
所在地：横浜市瀬谷区二ツ橋町527-2		
TEL：045（366）5997	ホームページ： https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kosodate_kyoiku/hoiku/hoikujo/shisetsu/hoikuen/futatsubashi.html	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和42年9月15日		
経営法人・設置主体（法人名等）：横浜市		
職員数	常勤職員： 10名 非常勤職員 22名	
専門職員	保育士 28名	
	調理員 3名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 4	子どもトイレ2室
	遊戯室 1	大人トイレ 2室
	更衣室 1	園庭 有(○) 無()
	事務室 1	その他

③ 理念・基本方針

- ・子どもの育ちを支えます
- ・保護者の子育てを支えます
- ・子どもと子育てに優しい環境を整えます
- ・子ども一人ひとりの思いを受け止め、主体性を大切にし、全職員との信頼関係のもとに、子どもたちがいつも笑顔で過ごせるようにしていきます。
- ・保育園が安心して生活できる場所となり、家族、地域の子育ての輪を広げます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・小型園のため各クラスの人数が少ないことを生かして、異年齢での関わりを多く持ち、様々な活動に繋げている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年4月1日（契約日） ～ 2025年12月25日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（令和2年度）

⑥ 総評

◇ 特長や今後期待される点
【全職員がこどもを中心とした主体的な保育の実践に取り組んでいます】
職員は、常にこども一人ひとりの思いを受け止めようと意識し、保育者主導ではない

こども主体の保育を目指しています。その為、行事も前年度を振り返り、開催の時期や内容を検討しました。親子の触れ合いを大切に、こどもが主体的に楽しみ、普段の様子に近い姿を見ていただけるような内容に変更し、保育者は、こどもたちの「やってみたい」という思いの実現のために、環境を整えて準備をしています。また行事だけでなく、日頃から一人ひとりの発達や個人差を把握し、こどもの気持ちに沿った適切な保育をおこなうよう努めています。幼児クラスを中心に、食育や異年齢保育・リズム運動などの活動も取り入れ、個別の支援が必要なこどもも、集団の中で安心して過ごせるよう、全職員で対応しています。

【全職員の意見を保育の力に変える、組織力を活かした運営を図っています】
職員一人ひとりが役割や立場を越えて主体的に関わり合う、風通しの良い組織風土を構築しています。園の保育方針を議論するカリキュラム会議は、全職員が参加できるよう2部制で実施しています。特に、会議では「保育ウェブ」というツールを活用し、こどもの姿を写真や記録を交えて具体的に共有しています。この仕組みにより、全職員が同じ場面を共通認識として対話しており、雇用形態や職種を問わず誰もが気づきや意見を述べやすい環境を整えています。また、他のクラスの状況も自分事として捉え、園全体でこどもを見守る意識を醸成しています。職員同士が気軽に話し合い、互いの思いや考えを尊重する風土が、組織全体の力となり日々の保育の質を向上させています。

【保護者の視点に立った保育内容の説明に期待します】
職員は一人ひとりのこどもを大切に、こどもに寄り添った「主体的な保育の実現」を目指し努力しています。そして、目指す保育について、重要事項説明書や園だより・保育士体験・懇談会など、さまざまな手段や機会を通して保護者に伝えています。行事には保育者もこどもたちも主体的に取り組み、どのように創り上げようかと楽しみながら日々過ごしていますが、今後は更に保護者に対して、保育者が意図している事や取り組みの様子について、こどもたちの成長と絡めて丁寧に伝えることを検討しています。こどもの思いを大切にしつつ、保護者の視点に立った行事の内容も取り入れ、こども・保護者・保育者が、共にこどもの成長を実感でき喜び合える時間になることを期待します。

【組織全体の連携を一層強化する情報共有の工夫に期待します】
毎日のミーティングや月2回の会議といった定期的な会議に加え、保育園業務支援システムや各種引継ぎ用の記録も活用し、組織的な情報共有体制を構築しています。今後は、勤務の時間や曜日が限定される職員に向けて、日々変化する保育の状況をより迅速かつ詳細に共有することを目指しています。会議の報告形式を工夫するなど伝達方法の見直しを進め、全職員が常に同じ認識のもとで保育にあたるよう、組織全体の連携を一層強化していく方針です。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審にあたり、年度当初にプロジェクトメンバーが中心となり、今回の受審に全職員が関われるよう考え、進めてまいりました。運営や保育実践についての項目を一つ一つ読み解き、少人数のグループに分かれ、各項目について話し合いや意見交換をし、振り返りを行いました。運営部分については意識を向けられていなかった部分について、新たに気づき、深く知ることができましたし、保育実践については全職員で日々の保育を振り返り、共通認識を深めていくことができました。そのような中から出てきた園の課題については前向きにとらえ解決に向けて考え、実践してい

きたいと思います。

保護者の皆様にはお忙しい中アンケートにご協力いただき、心より感謝いたします。頂いたご意見をもとに職員一同、よりよい保育園運営、子どもたちの主体性を大切にした保育を実践してまいりたいと思います。

この度の受審にあたり、丁寧なヒアリングと報告書を作成して頂いた評価機関の皆様にもお礼を申し上げます。

今後とも「子どもの育ち、保護者の子育てを支え、子どもと子育てに優しい環境」を大切にする保育園を目指してまいります。

二ツ橋保育園

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり

第三者評価結果

事業所名：横浜市ニツ橋保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 </div>	a
<コメント> 園の理念と基本方針は、パンフレットに記載しているほか、「こども・子育て情報ウェブサイト」でも公表しており、職員や保護者、入園を希望される方がいつでも確認できるようにしています。職員に対しては、毎週1回のミーティングで理念を唱和し、常に意識しながら保育にあたるよう促しています。また、理念が日々の保育実践とどのように結びついているかを話し合う場を設け、全職員で共通の認識を深めています。保護者に対しては、入園説明会や春の懇談会で、スライド資料を用いるなど分かりやすいかたちで理念や方針を説明する機会を設けています。この取り組みは、年度末の会議などで周知の状況や方法を確認し、次年度に向けた改善を図っています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 </div>	a
<コメント> 横浜市の基本構想や中期計画などから市政全体の方向性を捉え、園の状況と合わせて経営状況を分析しています。特に区の運営方針については、策定前に園の意見が反映される仕組みとなっています。また、毎年区長から職員へ直接説明を受ける機会があります。そして、区の策定した方針に基づき、園の運営計画を検討しています。地域の現状や課題、福祉ニーズは、研修への参加や目標管理制度（MBO）を導入する過程で分析し、職員に提示して目標設定に繋げています。毎月の保育児童数の実績報告なども含め、取り組みを通じて地域の状況や動向を的確に把握し、地域と連携した運営を行っています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 </div>	a
<コメント> 市や区の計画、地域の状況、そして市のこども青少年局からの情報をもとに、園に求められる役割や経営状況を分析しています。分析結果から経費削減を課題の一つとして捉え、ゴミの削減やコピー用紙の使用量見直し、節電、保育材料の節約などに園全体で取り組んでいます。また、重要な課題である人材育成については、正規職員と会計年度職員を対象に人事考課を実施しています。職位に応じた評価を行うことで、職員一人ひとりのスキルアップを促し、市の職員としての意識を高め、組織全体の保育の質向上に繋げています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 </div>	a
<コメント> 「市立保育所のあり方に関する基本方針」を中長期的なビジョンとして位置づけ、これに基づき長期的な視点で全体的な計画を策定しています。この計画では、公立園の重要な役割として「保育資源ネットワークの構築」が明記されています。このネットワーク活動を通じて、保育の質の向上と地域育児支援の充実を実現するため、ネットワーク専任研修や育児支援に関する具体的な年間計画を毎年作成しています。計画は年度末に振り返りを行い、次年度へと反映させることで、継続的な改善に繋げています。	

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	---

<コメント>
「市立保育所のあり方に関する基本方針」を踏まえ、単年度の事業計画として研修や育児支援事業の計画を策定しています。研修計画については、前年度の区内保育・教育施設長連絡会での意見や要望を反映させ、保育の質向上を目標としています。計画に基づき、区内での連携研修や園児交流などを実施しており、区内全体の保育の質向上や、園長・職員間の相談しやすい関係作りを図っています。事業全体については、区のネットワーク専任保育士や園長が中心となり、年間の成果や課題を分析し、次年度の計画へと活かす仕組みを整えています。

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a

<コメント>
年間の事業計画は、全職員が策定に参加する体制のもとで決定しています。前年度の反省点や課題、保護者アンケートからの意見をもとに全職員で話し合い、計画の土台としています。そして、話し合いの内容を踏まえて各担当者が計画案を作成し、会議での検討を経て正式な事業計画として決定しています。決定した行動計画書は会議で報告しているほか、職員の行動基準書は、事務室への掲示や文書の配布を行い、全職員がいつでも確認できるようにしています。また、計画の実行にあたっては、個別の行動計画の進捗をミーティングで共有し、終了後には担当者が反省点をまとめて次年度の計画策定に活かしています。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
--	---

<コメント>
事業計画については、保護者に広く理解を促すため、さまざまな機会や媒体を用いて周知しています。全体的な計画は、保育園業務支援システムでいつでも閲覧できるようにしています。また、年間計画や保育の計画は入園説明会や懇談会で説明をし、保育内容を園だよりやクラスの掲示などを通じて具体的にお知らせしています。外国籍の保護者など、特に配慮が必要な方へは、写真を用いたり直接口頭で説明したりするなど、状況に応じて分かりやすく伝える工夫をしています。取り組みを通じて、安全計画や食育の計画といった園の運営方針や具体的な活動内容への理解を深めています。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a

<コメント>
保育の質の向上に向けて、組織的な改善の仕組みを整えています。全体的な計画や年間指導計画に基づき、具体的な月間指導計画や週案を策定し、日々の保育を実践しています。実践内容は保育ドキュメンテーションとして記録し、職員が自己評価を行い次の保育に繋げています。この記録は、ミーティングなどで職員間のコミュニケーションツールとしても活用しています。また、定期的な振り返りの場として、保育ウェブを用いるカリキュラム会議などを設け、客観的な視点でこどもの現状や課題を可視化し、共有しています。また、職員一人ひとりの成長を促すため、正規職員は「目標共有シート」や「保育士キャリアラダー」を用いた自己評価を、会計年度任用職員は市の様式と園独自の用紙による人事考課を実施し、園長と個別に目標設定と振り返りを行っています。さらに、5年に一度の第三者評価の結果を園内で共有し、課題を洗い出し次年度の計画に反映させており、PDCAサイクルを通じて、継続的に保育の質の向上に取り組んでいます。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
--	---

<コメント>
年度末に実施する保護者アンケートの結果をもとに保育所の自己評価を行い、現状と次年度に取り組むべき課題を明確にしています。明確になった課題と改善策については、保護者へ書面で伝えるとともに、次年度の計画に反映しています。職員間では、担当ごとにマニュアルや行事の取り組みについて定期的に見直しを行い、改善点について話し合っています。協議の結果をもとに修正した保育マニュアルや手順書、次年度の計画書を作成し、全職員で共有しています。また、年度始めには「統括園長からのメッセージ」をもとに全職員でグループディスカッションを行い、今年度の働き方や目標について認識を共有する機会を設けています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<p><コメント> 年度当初に、市の重点項目や区の運営方針などを踏まえた「行動計画・評価表(MBO)」を園長が作成し、職員に配布することで、園としての運営方針や取り組むべき事項を明確に示しています。職員はこれを指針として、各自の具体的な目標を設定しています。また、市のこども青少年局や区内園長会で示された方針や議題は、園内会議で速やかに共有し、公立園としてのあり方を全職員で話し合い、意識を統一しています。園長の役割と責任については、「保育士分野人材育成ビジョン」で明文化しているほか、重要事項説明書兼園のしおりに苦情受付責任者であることを明記し、保護者へ説明しています。さらに、不在時には主任がその職務を代行するなど、責任体制も明確に定めています。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園長は、コンプライアンス研修や不祥事防止研修を定期的に受講し、法令遵守に必要な知識を習得しています。その上で、毎年おこなわれる統括園長による不祥事防止研修に加え、園長が主体となり市のコンプライアンス事案をテーマにしたグループディスカッションを開催するなど、全職員の理解を深める機会を設けています。また、こども青少年局からの情報や利害関係者との適切な関係についても、会議の場で定期的に注意喚起を行っています。さらに、日々の業務では「横浜市環境マネジメントシステム」に則った省エネルギー活動や、全職員によるゴミ当番の持ち回りなどを通じて、職員一人ひとりが法令やルールを意識できる体制を整えています。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p><コメント> 保育の質向上に向けて、日々の状況把握から職員の育成まで、一貫した体制を整えています。日々の保育においては、「保育ウェブ」を用いてこどもの姿を可視化し、カリキュラム会議で全職員と共有することで、状況把握と課題の共通認識を図っています。職員一人ひとりの成長を支援するため、年度当初の面談ではキャリアラダーなどをもとに、各自が主体的にスキルアップの目標を設定できるよう促しています。さらに、園内研修では「園内研修プロジェクト」を設け、①GREEN EXPO推進&虫をよぶプロジェクト②手作りおもちゃプロジェクト③ワクワクさん(外遊び)プロジェクト④ワクワクさん(室内遊び)プロジェクトという、こどもたちがわくわくする4つの保育をテーマにしたグループ研修を計画しています。職員が意欲的に専門性を高められる環境作りを進め、園全体の保育の質向上を推進しています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p><コメント> 園長のリーダーシップのもと、主任や各リーダーと連携し、業務の実効性向上と働きやすい労務環境の整備に取り組んでいます。勤務シフトは主任が中心となって作成し、職員が安心して休憩時間を確保できるよう、園全体での応援体制を整えています。休暇については、園長と主任が毎月取得状況を確認し、必要に応じて職員へ個別に声をかけ、取得を促しています。また、事務作業の効率化を図るため、タブレット端末やパソコンをいつでも使用できる環境を整備しています。さらに、職員面談や「保育を語る園内研修」で職員の意見や課題を吸い上げ、園全体で共有し解決することで、組織全体の業務改善に繋がっています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
<p><コメント> 横浜市こども青少年局が作成した「保育士分野人材育成ビジョン」を指針とし、職員の専門性を高め、長期的なキャリア形成を支援する組織体制を整えています。また、「人材育成ビジョン」に基づき、「目標共有シート」や「キャリアラダー」を活用した人材育成計画を策定し、園長との面談を通じて職員一人ひとりが自身の現状と向き合い、具体的な目標を設定できるようにしています。また、人事異動においては本人の意向を尊重しつつ、人材育成の観点から個々の成長に繋がる配置を検討しています。体系的な育成・人事管理の仕組みにより、就労環境の整備を推進し、効果的な人材確保に繋がっています。</p>	

<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>「人材育成ビジョン」に基づき、職員の評価とキャリア支援を行っています。このビジョンには「期待される職員像」が明記されているほか、「保育士職キャリアラダー」によって専門職に求められる理念や目標を具体的に示し、目指すべき姿を明確にしています。また、OJTを人材育成の中心と捉え、人事考課や研修、人事異動を連動させて、職員一人ひとりの能力開発とキャリア形成を支援しています。園長は、個々の保育士キャリアラダーや目標共有シートをもとに、職員と将来を見据えた話し合いの場を設け、キャリア目標への到達度を確認しながら、個々の能力を最大限に引き出すことに繋げています。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>労務管理の責任者である園長が、職員の就業状況を的確に把握する体制を整えています。職員は庶務事務入力システムや休暇簿に勤務情報を記録し、園長が毎月、休暇の取得状況や超過勤務を確認しています。育児休業などで長期の休みに入る職員がいる場合は、代替の職員を配置し、他の職員への負担が増えないよう配慮しています。また、全職員を対象に年1回の定期健康診断やストレスチェックを実施するなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、職員が心身ともに健康に働ける職場作りに努めています。病気休暇や子の看護休暇、育児休業など、必要に応じて各種休暇を取得できる制度も整っています。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>市の「人材育成ビジョン」に示されている「期待する職員像」を基本に、職員一人ひとりの成長を支援する体制を整えています。年度当初には、園長が全職員と個別面談を行います。面談では、「目標共有シート」や「保育士キャリアラダー」を用いて、個々の状況に応じた目標や、スキルアップに必要な研修計画を職員自身が考え、設定できるよう促しています。会計年度任用職員についても、園独自の目標シートを用い、年3回以上の面談を通して、自身の成長に繋がられるようにしています。定期的な面談と振り返りを通じて、職員一人ひとりの着実な成長を支援しています。</p>	
<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>横浜市の定める「横浜市人材育成ビジョン」や「保育士職キャリアラダー」には、「期待する職員像」や職位ごとに求められる理念・目標が明確に示されており、職員の教育・研修の指針としています。指針に基づき、市のこども青少年局が計画する研修へは職員の希望に応じて参加しています。加えて、園内研修では、職員の学びたい内容をもとに担当プロジェクトが年間計画を立て、職員が主体的に学べる体制を整えています。研修参加後は、会議で報告を行い、資料を全職員で共有することで、個々の学びを組織全体の知識として広げています。</p>	
<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>職員一人ひとりが継続的に学び、成長できる環境を整えています。職位や経験年数に応じた研修や調理員を対象としたアレルギー対策研修に加え、市のこども青少年局や区が主催するネットワーク研修などの情報も随時提供し、参加を積極的に奨励しています。年度始めには、園長が正規・会計年度を問わず全職員と個別面談を行い、「保育士キャリアラダー」などをもとに各自の目標に合った研修計画を立てています。また、採用2年目の職員には「育成者・トレーナー制度」を設けてOJTを支援するなど、個別の育成にも力を入れています。職員が必要な研修に参加できるよう、主任が中心となって勤務シフトを調整するなど、園全体で学びを後押しする体制を構築しています。</p>	
<p>(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>将来の保育を担う人材育成に貢献するため、「実習生受け入れマニュアル」に基づき、体系的な受け入れを行っています。実習前にはオリエンテーションで個々の要望を聞き取り、一人ひとりの学びに合わせたプログラムを作成します。実習期間中は、毎日の振り返りの場を設けるとともに、育成学校の実習担当者とも意見交換を行い、実習生が効果的に学べるよう支援しています。受け入れ体制は、実習担当職員が中心となって定期的に見直しを行い、園全体で人材育成に取り組んでいます。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>園の運営に関する情報は、多様な媒体を用いて公開し、透明性の確保に努めています。こども・子育て情報ウェブサイトで基本情報を公開しているほか、園見学の際には園の目標や保育姿勢、年間行事などを記載したパンフレットを配布しています。5年に一度の受審している第三者評価の結果はホームページで公表しています。育児支援事業については「広報よこはま」や「子育て応援ネット」、園の掲示板などを通じて広く周知しています。さらに、区内公立園共通で利用できる「お庭のパスポート」を作成するなど、地域の方が気軽に園を利用できるような工夫も行っています。</p>	
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>公正で透明性の高い運営を実現するため、横浜市および瀬谷区の定める仕組みに基づき、会計・労務の両面から内部管理体制を整えています。会計面では、物品の購入や修繕を行う際、発注前に区の担当部署の確認を受け、納品後も請求書などをもとに再度確認を経てから支払いを行うなど、複数段階のチェックにより適正な処理を徹底しています。労務面では、職員の出勤や休暇などの状況を庶務事務システムや関係書類で管理し、園長が毎月区役所へ報告し確認を受けています。日々の内部管理に加え、こども青少年局による定期的な実地監査や書類監査も受け入れており、内部と外部の両面から公正な運営が確保される体制を構築しています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>市立保育所のあり方に関する基本方針や重要事項説明書に基づき、地域との連携を重視し、こどもたちの交流機会の創出に努めています。育児支援事業の年間予定表を作成し、園の掲示板や区役所などで広く周知しているほか、玄関には地域の育児支援情報を集めて、いつでも活用できるようにしています。また、園庭開放や保育体験の機会を設け、地域の親子と在園児が交流できる場を提供しています。さらに、他園の園児との交流も定期的実施しており、こどもたちが園の枠を越えて関わり合えるよう配慮しています。取り組みを通じて、こどもたちの生活の幅を広げ、地域社会との繋がりを育んでいます。</p>	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア・インターンシップ等の受け入れに対するマニュアルを整備し、中学校や高校からの職業体験、地域の方々のボランティアなどを随時受け入れています。受け入れ時には、園長または担当保育士がオリエンテーションを行い、園のルールやこどもたちへの配慮事項などを丁寧に伝えています。また、学校の担当者とも連絡を取り合い、生徒にとってより良い経験になるよう努めています。さらに、社会福祉協議会とも連携しており、保育を専門としない方にも、こどもとの関わり方について助言を行うなど、安心してボランティア活動ができるよう支援しています。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>「瀬谷区社会福祉施設分科会」や「瀬谷区子育て応援ネット会議」をはじめとする地域の会議に定期的に参加することで、地域の関係機関との情報共有や連携強化に努めています。個別の支援が必要なケースについては、瀬谷区の保健師やケースワーカー、児童相談所などと適宜、連絡や相談、報告を行い、連携できる体制を整えています。取り組みを通じて、地域の専門機関とも協力し、こども一人ひとりへの包括的な支援を行っています。また、利用できる地域の社会資源については、入園のしおりなどで保護者へ周知しています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>地域の福祉ニーズや生活課題を多角的に把握するため、多様なチャネルを通じて情報収集を行う体制を整えています。「社会福祉協議会会議」や「子育て応援ネット会議」といった複数の地域の会合に定期的に参加し、関係機関との情報交換や連携強化を図りながら、地域全体のニーズ把握に努めています。また、育児支援事業などを通じて近隣住民の方が園を訪れる機会を設けることで、顔の見える関係を築き、直接的な要望や意見を聞き取れるようにしています。取り組みに加え、近隣の小学校とも年に数回交流を行っており、地域との連携の中で把握したニーズを日々の運営に活かしています。</p>	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>園の持つ専門性を活かし、地域の子育て支援や安全確保など多角的に貢献しています。瀬谷区主催の「瀬谷っこまつり」では企画運営の中核を担い、地域ケアプラザとは合同育児講座を共同で企画・実行するなど、地域の関係機関と連携した取り組みを行っています。また、園独自の取り組みとして、在園児だけでなく地域の方も利用できる貸出絵本事業「森の広場文庫」を運営しているほか、「赤ちゃんの駅」として授乳やおむつ替えの場を提供しています。さらに、地域の子育て支援拠点へ定期的に出向き、遊び場の提供や育児相談にも応じています。加えて、消防士を招いた救急救命・防災対策研修を実施し、AEDの操作を習得するなど、地域全体の安全確保にも協力しています。多様な活動は、地域の保育・教育施設からの意見や要望を反映させながら計画しており、地域福祉への継続的な貢献に繋がっています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<p><コメント></p> <p>保育理念や保育方針において、こども一人ひとりを尊重する姿勢を明確に示しています。理念は、週に一度のミーティングでの唱和や園内掲示を通じて、全職員が常に意識できるようにしています。日々の保育においては、性別による役割分担をしないなど、個性を尊重した関わりを徹底しています。幼児クラスでは、自分の思いを伝え相手の意見を聞く「サークルタイム」を設け、その様子をドキュメンテーションで保護者と共有しています。さらに、こどもの人権やこども主体の保育をテーマにした園内研修を定期的に行い、組織全体で意識の維持・向上を図っています。研修では「よりよい保育のためのチェックリスト」などを用いて振り返りを行い、虐待防止に関する各種ガイドラインの共有と合わせて、全職員の人権意識を高めています。</p>		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	
<p><コメント></p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、こどものプライバシー保護に関する規程を定めています。規程の内容は入園のしおりや利用契約書に明記して保護者に説明し、写真撮影などについては入園時に承諾書を取得しています。園独自のマニュアルも整備し、年に一度の見直しを行うとともに、全職員を対象としたプライバシー保護に関する研修を定期的実施し、意識の向上を図っています。日々の保育においては、こどもの名前をマークで表示したり、シャワー時に外から見えないよう目隠しやラップタオルを使用したりするなど、こどものプライバシーを守る環境作りを行っています。</p>		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	
<p><コメント></p> <p>利用を希望する保護者が保育所を選択するために必要な情報を得られるよう、情報提供と見学対応に努めています。園の目標や特色などを記載したパンフレットを作成し、園内だけでなく瀬谷区役所にも配置しています。また、「こども・子育て情報ウェブサイト」や、地域の子育てイベント「瀬谷っこまつり」でのパネル展示などを通じて、広く情報を提供しています。園見学は電話での予約制としており、ご希望の日程に合わせて柔軟に対応しています。見学時だけでなく、園庭開放や貸出絵本事業などを通じて、園の様子を確認できる機会を設けています。</p>		

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

b

<コメント>

保育の開始にあたり、保護者が安心して利用できるよう、分かりやすい説明と丁寧な同意取得に取り組んでいます。入園説明会では、保育園利用のご案内(兼重要事項説明書)を配布し、口頭で説明を行っています。特に、入園時に用意する持ち物については、イラストを入れるなど、視覚的に分かりやすくなるよう工夫しており、説明内容に同意いただいた上で利用契約書を取り交わしています。また、特別な配慮が必要な方へは、個別に説明の機会を設けており、必要に応じて区役所と連携しながら園長や主任が中心となって対応する体制を整えています。さらに、年度途中で保育園利用のご案内(兼重要事項説明書)に変更があった場合は、書面でのお知らせやクラス懇談会の場で説明を行っています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

子どもと保護者への継続的な支援を行うため、保育の継続性に配慮した体制を整えています。子どもが他の保育所に移る際には、子ども青少年局と連携し、個人情報保護に配慮しながら適切な手順で引継ぎ書類を提供しています。その際、保護者からの要望には園長や主任が窓口となって対応しています。また、卒園や退園後も、相談があれば園または区役所に連絡できることを保護者に説明しており、利用終了後も継続的な支援を受けられるようにしています。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

保護者と子ども、双方の満足度を多角的に把握し、保育の質の向上に繋げる仕組みを整えています。保護者に対しては、年度末の保育所自己評価アンケートや行事後のアンケート、年に一度の保育士体験後の個人面談などを通じて、意見や要望を収集する多様な機会を設けています。収集した意見は会議で検討し、結果はクラス掲示でお知らせするなど、透明性のある対応を心がけています。子どもたちに対しては、日々の保育の中で一人ひとりの興味関心や表情、態度を丁寧に観察しています。その様子をドキュメンテーション日誌や保育ウェブで記録・共有し、子どもの思いを理解した上で、翌日の環境設定や保育内容に反映しています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

<コメント>

苦情や要望に対応するため、公正で透明性の高い仕組みを整備し、保護者へ周知しています。苦情受付の責任者として園長を定め、第三者委員の連絡先を園内に掲示しているほか、意見箱の設置や各種アンケートを実施するなど、保護者が意見を伝えやすい多様な窓口を設けています。寄せられた意見や要望は、内容の大小に関わらず必ず記録し、ミーティングや会議で全職員と共有した上で解決策を検討しています。検討した結果は速やかに保護者へお伝えするとともに、保育所自己評価アンケートの結果などは次年度の課題と合わせて園内に掲示し、透明性を確保しています。保護者からの意見は、保育サービスの改善材料として前向きに捉え、組織全体の質の向上に繋げています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

保護者がいつでも気軽に意見や相談を伝えられる環境を整えています。日頃から全職員が保護者に寄り添い、特に朝夕の送迎時などを通じて、話しやすい雰囲気作りと信頼関係の構築に努めています。保護者からの意見や相談に備え、苦情解決制度の仕組みや横浜市福祉調整委員会に関する情報を園内に掲示し、公式な相談窓口も明確にしています。対面で相談を受ける際には、園内の事務所や予備室を使用し、衝立を用いるなどプライバシーに配慮することで、保護者が落ち着いて話せる環境を確保しています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

保護者との信頼関係の構築を基本とし、朝夕の送迎時や個人面談での対話を大切にしています。保護者からいただいた意見や要望は、苦情解決対応マニュアルに沿って対応しており、内容の大小に関わらず必ず記録し、ミーティングなどで速やかに全職員と共有しています。個人の問題とせず、保育園全体の課題として捉えることで、迅速かつ適切な対応に繋がっています。保護者からの意見は真摯に受け止め、保育を見直すきっかけとすることで、保護者との信頼関係をさらに深めていけるように努めています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントに関する責任者を園長と定め、組織的な安全管理体制を構築しています。日々の安全確保として、担当者が毎朝安全点検を行い、危険箇所は速やかに対応しています。各クラスで発生したヒヤリハットは必ず記録し、ミーティングや会議で全職員と共有することで、防止策を徹底しています。さらに、年度ごとに怪我の発生状況などを集計・分析し、具体的な改善に繋げています。また、事故防止と事故対応に関するマニュアルを整備しており、年度末には全職員で見直しを行っています。他園の事故事例も共有し、自園の課題として捉える機会を設けるなど、全職員の安全意識の継続的な向上に努めています。</p>	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症対応マニュアルを整備しています。このマニュアルは、年度末に見直しを行うほか、最新情報をその都度更新し、常に適切な対応ができる体制を整えています。日々の予防策として、看護師による年2回の巡回訪問で手洗い指導を行うとともに、手洗い場に手順の絵図を掲示し、こどもたちの手洗い・うがいの励行に努めています。また、園だよりや送迎時の声かけを通じて、保護者へも感染予防への協力を呼びかけています。万が一、感染症が発生した際には、マニュアルに沿って保育室やおもちゃの消毒、定期的な換気などの蔓延防止策を速やかに行っています。発生状況は保健センターなど関係機関へ報告するとともに、保護者へは、プライバシーに配慮して個人名は伏せ、保育園業務支援システムやクラス掲示を通じて迅速に情報を共有する体制を整えています。</p>	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>災害時の安全確保のため、「保育・教育施設班活動マニュアル」に基づき、組織的な防災体制を整えています。ロッカーや棚の下に耐震用の滑り止めを敷くなどの安全対策を行うとともに、消防設備の定期点検も実施しています。また、備蓄品リストを作成し、食糧や備品を毎年点検して計画的に管理しています。災害発生時の対応として、安否確認は災害伝言ダイヤルや保育園業務支援システムで行うこととし、災害伝言ダイヤルについては毎年練習日を設けています。保護者との連携も重視しており、避難先を保育園利用のご案内(兼重要事項説明書)などで周知するほか、毎年「園児引き取り人届出書」を提出してもらい、緊急時に備えています。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	
<p><コメント></p> <p>横浜市の基本指針である「よこはまの保育」を土台とし、全体的な計画、各種マニュアル、週案に至る各種計画に基づき、安定した保育の質を保つための業務標準化を図っています。また、「こどもの育ちを支えます」という保育理念のもと、画一的ではない、こどもの主体性や一人ひとりの発達に合わせた柔軟な保育を大切にしています。この二つを両立させるため、クラス会議やカリキュラム会議などで十分な話し合いを重ね、計画に基づく保育を進めながらも、こどもとの応答的、対話的な関わり方を全職員で共通理解し、日々の状況に合わせて実践を調整しています。さらに、職員は日誌や月間指導計画での自己評価を通じて日々の保育を振り返り、次の保育へと繋げています。組織としての一貫性を保ちつつ、こども一人ひとりに寄り添った保育を行っています。</p>		
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	
<p><コメント></p> <p>標準的な保育の実施方法については、「よこはまの保育」を基本としつつ、職員と保護者双方の意見を反映させる継続的な見直しの仕組みを整えています。職員間では、年度末に全体的な計画を振り返り、こどもや保護者の実情に応じて改善を行っています。また、カリキュラム会議や乳児・幼児会議などで出た意見は、次年度の計画へと反映させています。保護者からは、クラス懇談会や個人面談、各種アンケートなどを通じて広く意見を収集しています。寄せられた意見は全職員で共有し、意向が反映されるよう努めています。内部と外部双方の視点を取り入れ、マニュアルや指導計画を常に見直すことで、保育環境の継続的な改善に繋げています。</p>		

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

全体的な計画を土台として、年齢別、食育、保健といった多様な指導計画を策定しています。日々の保育におけるこどもの様子や変化は、経過記録や個別相談記録、個人面談票などに記録しており、検討すべき課題が生じた際には、会議などで全職員が情報を共有し、話し合う体制を整えています。特に支援が必要なこどもの計画策定にあたっては、保護者の思いや要望を丁寧に聞き取るとともに、年2回実施される西部地域療育センターの巡回訪問での指導内容や、こどもが通う他の施設での取り組みも参考にしています。また、対応に配慮が必要な場合などには、園長の助言のもとで方針を検討し、組織全体でこどもを支える体制を整えています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

指導計画については、年、期、月ごとに定期的な見直しを行う体系的な仕組みを整えています。見直しは、毎月のクラス会議やカリキュラム会議の場で行っています。特にカリキュラム会議は、できる限り全職員が参加できるよう2部制で実施し、参加できなかった職員へは会議後に報告会を開き、内容を確実に共有しています。また、指導計画に変更があった場合は、職員会議などを通じて全職員へ周知を行っています。会議で出た自己評価の結果は、次の指導計画へと反映させており、継続的な保育の質の向上に繋がっています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

横浜市で統一された様式を用い、健康台帳や経過記録、日々の振り返りを記録しています。特に幼児クラスでは「ドキュメンテーション日誌」を作成し、ミーティングの場で全職員が共有する時間を設けるなど、記録の質と活用の両面を重視しています。情報共有の仕組みとして、毎日のミーティングや月1回の職員会議、カリキュラム会議を定期的に行い、調理員や会計年度職員を含む全職員が参加できる体制を整えています。会議に参加できない職員へは、ミーティングノートや報告会で内容を確実に伝達しています。さらに、保育園業務支援システムを活用して全職員がいつでも計画や日誌を確認できるようにしているほか、早番・遅番間の引継ぎノートも用いるなど、多層的な情報共有体制を構築しています。園全体でこどもの状況をリアルタイムに把握し、一貫したサポートを行っています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

個人情報の保護を徹底するため、規程の整備と厳格な管理体制を構築しています。保護者に対しては、入園説明会で個人情報目的外に使用しないことを説明しています。その上で、写真や動画の利用については同意書を取得するなどのプロセスを整えています。職員に対しては、個人情報の取り扱いに関するマニュアルを周知するだけでなく、毎月「情報セキュリティ、個人情報保護月次研修」を実施し、常に高い意識を持って業務にあたるよう促しています。物理的な管理については、記録・管理の責任者を園長と定め、こどもの記録は横浜市の規定に基づいて管理しています。個人情報が記載された書類は事務室の鍵付き書庫で厳重に保管し、個人情報を含む電子データは園のパソコンのみで使用するなど、情報漏えいの防止に努めています。

第三者評価結果

事業所名：横浜市二ツ橋保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 各クラスのマニュアルには「児童憲章」「児童の権利に関する条約」を入れ、職員がいつでも確認できるようにしています。また、年度末の会議で保育理念・保育方針・園目標を見直し、共通理解を図ったうえで1年間の保育を振り返り、全体的な計画についての評価・見直しを行っています。前年度の課題に、新年度のこどもの様子や家庭の様子などを考慮して作成することで、こどもたちの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した計画になるよう努めています。全体的な計画から年間、月間保育計画に落とし込み、保育所保育指針を土台とした保育を行っています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 全保育室に温湿度計・加湿空気清浄機・エアコンを設置し、常に適切な状態を保持しています。園は市民の森と隣接しているので、豊かな緑に囲まれ静かな環境です。園舎は平屋建てですが天井が高く、外の光も室内に差し込んでいます。保育所内外の設備や用具の安全点検は毎日行い、昼寝用の布団は隔月で業者が乾燥しています。家具や遊具は各年齢の発達に合わせて設置し、特に1歳児の椅子は身長に合わせて手作りの足置きを付けるなど、安全に配慮しています。各保育室はこどもが落ち着いて好きな遊びに取り組めるよう、衝立や棚などを工夫して配置することでコーナーを設定したり、押入れの下などを有効活用しています。手洗い場やトイレは明るく清潔で、楽しい装飾を施しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 一人ひとりのこどもの発達や発達過程は「児童票」と「健康台帳」に記録し全職員で共有しています。こどもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、保育者はスキンシップやコミュニケーションを十分に取り、一人ひとりのこどもに寄り添う保育を行うよう努めています。また、自分の気持ちを表現する力が十分でないこどもには個別に対応しています。こどもの様子をよく観ることで欲求を受け止め、カリキュラム会議で他のクラスの様子や個人の様子についても理解を深めることで、全職員が統一した対応をおこなえるよう努めています。一人ひとりに合った肯定的な言葉かけを心掛け、不必要に急かしたり制止したりせず「待つ姿勢」を大切にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 保護者とのやり取りを通して家庭での様子を適切に把握し、一人ひとりの発達に合った援助を行うよう努めています。また、こどもが意欲的に身の回りのことに取り組めるよう、保育室のレイアウトや物の置き場所などを分かりやすく工夫したり、手洗い場に「手洗いの手順の写真」やポスターを掲示するなど、環境を整備しています。看護師が巡回訪問した際は、うがいの仕方や咳エチケット・4-5歳児を対象にしたプライベートゾーンの話など、年齢に応じて分かりやすく指導し、こどもたちが健康的な生活を意識できるよう働きかけています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 毎日の保育の流れを固定化することで、こどもたちが見通しを持ち迷わず自信を持って生活できるよう配慮しています。自由遊びの時間にはこどもたちからの意見や要望を聞き「こどもたちがやってみたいこと」を実現する為に必要な材料や環境を用意するなど、援助しています。また、「異年齢交流年間活動計画」を作成し、主に4-5歳児がリズム遊び・散歩・異年齢での合同保育などを行っている他、友だちや保育者と協力して創り上げる行事にも主体的に取り組んでいます。春には近隣園のこどもたちと園庭で一緒に遊び交流を持ちました。また、七夕には地域の親子と一緒にクッキングをするなど、地域の方々と接する機会も設けています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	
<p><コメント> 0歳児はいないので非該当</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 保育室はコーナーを明確に設定し、こどもが自由に好きな遊びを楽しめるよう玩具を配置しています。また、保育計画を立てる際は活動のバランスを考慮し、室内でも戸外でも探索活動を楽しめるよう配慮しています。保育者はこどもとの信頼関係を築き、こどもの自我の育ちを受け止め応答的に関わるよう努めています。調査時、初めて会う調査員に不安そうな表情を浮かべるこどもには、気持ちを受け止め、優しく静かに声をかけていました。園庭で遊ぶ時間や土曜保育の時は、異年齢のこどもや担任以外の保育者とも関わりを持てるよう図っています。また、保護者との連携を大切に、食事やトイレトレーニングなども、保護者の意向を確認しながらこどもの発達に合わせて進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 各年齢の発達や興味・関心に合わせて遊びを楽しめるよう環境設定しています。どのクラスも玩具は自分で取り出して遊べるよう分かりやすく整理し、4-5歳児は合同で過ごす時間を多く持っています。異年齢で過ごす中で、4歳児は5歳児への憧れの気持ちを抱きながら食育活動やリズム遊び・散歩など、さまざまな活動に取り組んでいます。5歳児は年下の友だちの手本となることで自覚を持ち自信に繋がっています。またサークルタイムを取り入れ、自分の考えや意見を言葉で伝え、遊びや活動に主体的に取り組めるよう配慮しています。調査時こどもたちは、保護者が参加する行事「ふたつばしファミリーデー」のプログラム作りに取り組んでいました。保育者は、こどもたちが友だちと協力して取り組めるよう環境を整え、適切に関わっています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 障がいのある子どもが安心して迷わず過ごせるよう、個人のマークを使用したり、保育室の動線を工夫するなど配慮しています。また、他児の姿が刺激になる場合は衝立などを使用して小さな空間を作っています。個別の年間指導計画・4期ごとの個別指導計画を作成しクラスの指導計画と関連づけていますが、障がいのあるこどもの状況に合わせて、クラスの活動に参加したり個別で過ごしたりするなど、気持ちに寄り添いながら対応しています。保育者は、療育センターの巡回相談で助言を受けたり、障がいのあるこどもの保育についての研修を受け、職員全員で情報を共有しています。また、保護者との連携を密に図り家庭生活と同じように過ごせるよう配慮しています。</p>	
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 年齢別の年間指導計画に「長時間にわたる保育」について4期ごとに記載し、1日の保育の連続性を大切に保育を行っています。朝夕は担任以外のさまざまな職員が関わるので、職員間の引継ぎを確実にやり、保護者には丁寧に対応するよう努めています。長時間保育用の特別な玩具を用意したり、18時半以降も利用するこどもにはおやつや飲み物を提供するなど、こどもがゆったりと家庭的な雰囲気の中で過ごせるよう配慮しています。合同保育の時間には、乳児と幼児は分かれて過ごしますが、幼児は異年齢児と一緒に過ごすので、良い交流が持てるよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画の中に「幼保小連携」についての事項を記載し、取り組んでいます。こどもが小学校以降の生活について見通しが持てるよう、5歳児後期には昼寝時間を短縮したり、ハンカチやティッシュを持参したり小学校を訪問するなど、小学校生活に期待が持てるような取り組みを行っています。また保護者には、懇談会で就学に向けた情報を提供したり、小学生との交流の様子を写真で掲示するなど、安心に繋がれるよう配慮しています。保育者は幼保小研修の場で小学校との連携を図り、就学先の小学校には保育所児童保育要録を作成し送付しています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> こどもの健康管理マニュアルに基づき、一人ひとりのこどもの健康状態を把握しています。また、年度初めの会議でこどもの健康状態についての情報を共有することで、適切な健康管理に繋がっています。既往症や予防接種の状況などは健康台帳に記入し、保護者に都度見直しをお願いしています。また、懇談会などの機会には、保護者に健康に関する情報をお知らせしたり、保育園での健康や衛生についての取り組みを配信したり、季節ごとに保健だよりを発行するなど、保護者への情報共有に努めています。職員は乳幼児突然死症候群に関する知識を持ち、保護者には園での取り組みについて、入園説明会や懇談会などで説明しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 全園児対象の健康診断と歯科健診は年2回、3歳児対象の視聴覚検査、3・4・5歳児対象の尿検査を年1回実施し、結果は個別に保護者に伝え、日常生活に生かせるよう配慮しています。また、各クラスの虫歯のあるこどもの人数や虫歯の本数は集計し、全職員に周知しています。健康診断や歯科健診の結果を踏まえて保健計画を作成し、保育に反映させるよう努めています。看護師巡回訪問の際は、健康に関する話や手洗い・うがい・咳エチケットなどの身近な生活習慣の大切さについて指導を受け、こどもたちが意識して生活できるよう取り組んでいます。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園では「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「食物アレルギー対応手順書」のマニュアルに沿って、こどもの状況に応じた適切で安全な対応を行っています。食物アレルギーの除去食については、医師が記載する「保育・教育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が提出された場合に対応しています。月末には翌月の献立について、保護者・園長・担任・調理員で除去の内容や代替食について話し合い、毎日のミーティングでも翌日のアレルギー除去の確認を行っています。食物アレルギーのあるこどもについては、専用のトレイや食器・ネームプレートを使用し、台拭きや雑巾も専用の物を使用していますが、保育者は他のこどもたちにも年齢に合わせて、その理由などについて分かりやすく説明しています。職員はアレルギーに関する研修に参加し必要な知識や情報を得て全職員に共有しています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 年間食育計画表を作成し、年間指導計画や月間指導計画にも位置づけ、こどもたちが食に関する豊かな経験ができるよう取り組んでいます。食器はこどもの発達に合わせた大きさや形状の物を使用し、量は個人差や食欲に応じて加減しています。毎日の給食の食材を見たり触れたりすることにより食への興味を引き出し、その日の献立に含まれる栄養素を掲示することにより食事と健康な身体作りを意識できるよう取り組んでいます。園庭で栽培し収穫した野菜でクッキングをしたり、給食で使用する食材の皮むきをするなど、保育者と調理員が連携しながら取り組んでいます。「保育士体験」に参加される保護者で希望される方には給食を提供しています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 発育状況や体調を考慮し、刻み方や食材の固さなどを工夫しています。担任の保育者はこどもたちと一緒に指導食を食べ、一人ひとりの好みを把握したり、苦手な物もひと口食べてみようと思えるような声掛けや援助をしています。ひと月に2回同じ献立を提供する為、調理員は1回目の喫食状況や残食量を把握し2回目の調理に反映させています。また食事中に各保育室を回り、食事の様子を見たりこどもたちとコミュニケーションをとるよう努めています。7月は七夕そうめん、12月はココアケーキなど、季節や行事に合わせた献立を取り入れ、衛生管理も適切に行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	b
<p><コメント> 日々のこどもの様子について、1-2歳児クラスは保育園業務システムの連絡帳やお迎え時の会話の中で伝えています。また、幼児クラスは送迎時にクラスのドキュメンテーションを見ていただきながら情報交換をしています。毎月発行している園だよりには、各クラスの様子や流行している遊び・栽培している野菜・こどものつぶやきなどを写真を添えて載せている他、送迎時に保護者が確認できる場所に、クラス別の月のねらいについて貼りだしをし、保育の様子や保育内容の理解に繋げるよう努めています。クラス懇談会や保育士体験・個人面談・保護者参加の行事など、様々な機会を通して保護者とこどもの成長を共有し、保護者との情報交換の内容は、必要に応じて、個人面談票・経過記録・個人連絡ノートなどに記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 担任保育者と保護者が、送迎時に直接話す機会が持てるよう配慮してシフトを作成しています。保護者からの相談には柔軟に応じ、面談の日時も保護者の希望に添えるよう努めています。また、相談内容は個人面談票に記録し、職員会議の中で情報共有を行っています。必要に応じて園長も面談に同席し助言するなど、相談内容に応じた保護者支援を行っています。保育内容に関する相談・要望・苦情などに応じる体制については保育園利用のご案内(兼重要事項説明書)に記載し、登降園の門の近くには意見箱も設置しています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 日頃からこどもの様子を観察し、身体に傷や痣などがいないか注意深く確認しています。また、保護者とコミュニケーションを図りながら、保護者とこどもとの関りの様子や家庭の様子などを把握し、保護者の状況に応じた支援をすることで虐待等権利侵害の予防に努めています。虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに園長・主任に報告し、必要に応じて区のこども家庭支援課や児童相談所・保健師・ケースワーカーに報告しています。職員は虐待や人権擁護についての研修を受け、研修報告で他の職員に共有しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 年間指導計画・月間指導計画・日誌・その他の計画などで自己評価を行い、会議などで話し合いの機会を持っています。今年度よりカリキュラム会議では、保育や思考を可視化する「保育ウェブ」という方法を用い、全職員で園全体の保育の理解を深めるよう取り組んでいます。活動や結果だけでなく、保育の展開や保育士の思い・こどもの姿などが可視化されることにより、数か月前のクラスの状態との変化が容易になり、職員の意識の向上に繋がっています。保育所自己評価や保護者アンケートの結果に基づき、課題を明確にし、組織的に保育の質の向上に取り組んでいます。</p>	